

第 49 回衆議院議員選挙に際して  
**LGBT (SOGI) をめぐる課題に関する  
 各候補者の政策と考え方に関する調査<調査票>**

政党名 (立憲民主党) )  
 選挙区 (三重県第4区) )  
 候補者名 (ぼりの 秀治) )  
 ご担当者のお名前 ( ) )  
 連絡先電話番号 (0596-64-8712) )

問1. 個人の選挙公約に性的指向・性自認に関する人権を保障する施策について記載はありますか。(選択式)

- 選択肢: ①記載がある  
 2.記載はないが、取り組む予定である  
 3.記載はなく、取り組む予定もない  
 4.その他 ( )

問2. 超党派の「LGBTの課題を考える議員連盟」で今年5月に与野党合意に至った法案について賛成ですか反対ですか(選択式)

- 選択肢: ①賛成  
 2.反対  
 3.その他 ( )

問3. 性的指向及び性自認に関する法整備について、いつまでに成立させるべきとお考えですか(選択式)

- 選択肢: ①早急に成立させるべきだ  
 2.法整備は必要だが、さらに検討を重ね、国民的合意を図るべきだ。  
 3.法整備の必要性について、引き続き議論すべきだ。  
 4.法整備は必要ない  
 5.その他 ( )

(次のページへ続きます)

問 4.以下の各分野の課題について、どのようなスタンスでしょうか。(選択式)

|  | 賛成 | どちらか<br>といえば<br>賛成 | どちらか<br>といえば<br>反対 | 反対 | その他/1-4 から選択肢を選んだうえでの補<br>足、等 (自由回答)              |
|--|----|--------------------|--------------------|----|---|
| (1) LGBT に対する (性的指向・性<br>自認に係る)、差別や不利益取扱い防<br>止・禁止する法律やルールを制定すべ<br>きだ。                             | ①  | 2                  | 3                  | 4  |   |
| (2) 学習指導要領に盛り込み義務教<br>育の中で性的指向・性自認の多様性<br>について子ども達に教育すべきだ。   | 1  | ②                  | 3                  | 4  |   |
| (3) 学校における、LGBT へのいじ<br>め・ハラスメントの防止体制を確立す<br>べきだ。  | ①  | 2                  | 3                  | 4  |   |
| (4) 多様な性自認・性的指向に基づ<br>いた適切な対応ができるよう、教育現<br>場や医療現場など各分野の実態調査を<br>行い、結果を公表すべきだ。                      | 1  | ②                  | 3                  | 4  | 調査対象も公表する結果について<br>個人のプライバシーも人権も侵害されないよう<br>配慮が必要 |
| (5) 性的指向・性自認に関する職場<br>の取り組みについて、国が広くガイド<br>ラインを策定するなど、企業等の取り<br>組みを積極的に支援すべきだ。                     | ①  | 2                  | 3                  | 4  |   |
| (6) 困難を抱く「LGBT」等当事者<br>に対する、相談・支援の仕組みを、学<br>校・職場・地域等に整備すべきだ。                                       | 1  | ②                  | 3                  | 4  |   |
| (7) 相続や各種の保障などについて<br>民法上、同性パートナーが配偶者とし<br>て扱われないことで生じる不利益を、<br>同性パートナーも配偶者として同等に<br>扱うことで、解消すべきだ。 | ①  | 2                  | 3                  | 4  |   |

(次のページへ続きます)

問 5. 性同一性障害特例法の見直しについて、下記の背景を踏まえて、お答え下さい。(選択式)

〔背景〕

戸籍の性別変更の要件は、性同一性障害特例法（2003年成立、2008年改正）で定められています。しかし、海外の現状と比べると要件が厳しすぎると指摘されています。現在要件外の当事者についても、円滑な社会生活を行えるよう、改正を求める強い要望が当事者団体などから出されています。たとえば、

- ・ 「現に未成年の子がいないこと（子なし要件）」に関して  
→未成年の子どもがいても、子どもが親の外見等の変更を受け容れていたり、円滑で安定的な就労による子の扶養のためにも、性別変更が望ましいと思われるケースが少なくない。性別変更を認める諸外国（イギリス、フランス、イタリア等）では、こうした要件を課す国はない。
- ・ 「手術要件」に関して  
→既に海外では手術を性別変更の要件にしない国が増えつつある（現在81ヶ国）。WHOの勧告にあるように、戸籍の性別変更手術を要件とすることは、人権上問題である。また身体的・経済的負担が非常に大きいことから問題であり、外すべきである。加えて、たとえば卵巣はあるが子宮がない（あるいは機能していない）ような場合にも手術を必要とするのは、不適切である。
- ・ 「非婚要件」に関して  
→特例法では性別変更にあたり「現に婚姻していないこと」を要件にしています。この「非婚要件」については近年ヨーロッパ諸国を中心に同性婚が認める国が増え、そのような国々を中心にこの要件は廃止となっています。

|   | 積極的に<br>見直して<br>改正すべ<br>き | 改正が必<br>要か否か<br>検討すべ<br>き | 見直す<br>必要は<br>ない | 答えら<br>れない<br>／わか<br>らない | その他／1-4から選択<br>肢を選んだうえでの補<br>足、等(自由回答) |
|---|---------------------------|---------------------------|------------------|--------------------------|--|
| (1) 子なし要件を削除し、家庭裁判所による個々の事情を踏まえた判断にゆだねる | 1                         | ②                         | 3                | 4                        | 5                                      |
| (2) 手術要件を削除する                           | 1                         | ②                         | 3                | 4                        | 5                                      |
| (3) 必要な関連法改正を行ったうえで、非婚要件を削除する           | ①                         | 2                         | 3                | 4                        | 5                                      |

(次のページへ続きます)

問 6. 最後に感想や、当事者やその家族の皆さんへのメッセージなど自由にコメントをお願いします。

性別や性的指向により、就学・就職などを含めて

社会生活における差別や分断を無くするよう、

努力していく所存です。

特に、「LGBT理解増進法案」に関しては、

超党派の議員連盟で合意を得るにも関わらず、

自民党の一部議員の反対で国会に提出されませんでした。

法整備を早急にすすめていくことを考えています。